

人文学の知は、人間が豊かな想像力と創造性をもつための基礎体力となる。博物館・美術館は、文化財を通じて、その基礎体力を育む場所である。しかし、「文化財で稼ぐ」ことが国家戦略となった。文化財は、商品となった。観光客のものになった。博物館・美術館は、集客できる文化財の展示を求められるようになった。いま、人間の基礎体力が奪われようとしている。

さて、本書の編者である高木博志と筆者は、文化財を稼げるかどうかで価値付けし、保護よりも活用を優先しようとすることで生じる博物館・文化財の危機と、それが人文学不要論とも関係することを考えるため、二〇一八年一月一七日、京都大学人文科学研究所人文研アカデミー二〇一八「シンポジウム 博物館と文化財の危機―その商品化、観光化を考える」を開催した。報告は、二人の他、小泉和子氏と久留島浩氏、司会は原田敬一氏にお願いした。

当日は、会場の収容人数を遙かに上回る参加者が集まり、この問題への関心の高さがうかがえた。討論も活発で、保護中心から保存・活用へと転換し、とくに活用を重視する文化財保護法改正の経緯、文化財を活用することの意義や難しさ、歴史系博物館の可能性、文化財保護の政治性等々をめぐって報告者・参加者の間で活発な議論が交わされた。本書は、シンポジウムにご参加いただいた岩崎奈緒

子氏、國賀由美子氏にも執筆に加わっていただき、このシンポジウムの成果をまとめたものである。以下、本書が読者に発信したいことを四点にまとめて述べておきたい。

発信したい第一の点は、シンポジウムを開催する大きな動機となった二〇一八年六月の文化財保護法の改正の経緯と、問題点についてである（第一・二章）。

博物館の観光拠点化の推進、文化庁の組織改革と京都移転、そして文化財保護法の改正が表面化すると、博物館関係者や研究者は懸念を表明するようになった。しかし、そもそも、なぜ文化財保護法は改正されねばならなかったのか。その経緯は、十分に理解されているわけではない。

文化庁は、過疎化・少子高齢化等による文化財の滅失や散逸等の防止に、社会総がかりで取り組むための改正と説明するが、改正は一九九〇年代後半から二〇年余りかけて進められた観光振興策の到達点であり、「文化財で稼ぐ」ための法整備であった。博物館と文化財の危機を考えるには、「文化財で稼ぐ」は経済振興を目的とする国家戦略であり、文化財保護法の改正は、その施策であることを、まず理解する必要がある。文化庁の組織改革も、「文化財で稼ぐ」ために必要だったのである。文化財を観光資源とすることは、バブル経済崩壊後の景気浮揚策として、二階俊博運輸大臣（当時）が主唱して、運輸省で観光振興策が検討されるようになったことにはじまり、小泉純一郎政権のときそれが本格化し、民主党政権時代も含めて、国家戦略として着々と進められてきた。第二次安倍晋三政権にはじまったことではない（第一章）。

博物館関係者・研究者が声を上げ始めたとき、「文化財で稼ぐ」は、もう総仕上げに入ろうとしていた。気付かなかったのか。気付いていたが声を上げなかつたのか。文化財保護法改正までの経緯を

知ることは、博物館関係者・研究者に対する厳しい問いかけにもなる。

改正は、運用においていくつかの問題点を孕む。その一つが文化財保護の仕組みを変えたことである。改正によって、市町村は、文化財の保存・活用に関する総合的な文化財保存活用地域計画を作成し、国の認定を申請できることになった。これは、地方の文化財行政を強化するためとされるが、はたして、膨大に残される文芸芸に関わるさまざまな文化財をカバーした計画を作成するだけの人員と体力を持つ市町村がどれほどあるのだろうか。作成できない市町村は、これまでのような文化財保護を担うことができるのであろうか。また、計画の作成に当たっては、協議会を組織できるとするが、この協議会には、当該地域と何の関わりもない営利目的の民間団体が参加することができ、その団体が保存活用地域計画を作成し、地域の文化財行政を主導することも可能なのである（第一・二章）。

自治体の首長が文化財保存・活用のリーダーシップをとれるようになったこととあわせて、改正は、文化財行政の現場において、学芸員をはじめ文化財保存・活用の担い手の声が届かなくなり、現場を大混乱させかねない危うさを持っている。文化財は、文芸芸などそれぞれの特性を持つが、多くの市町村の学芸員の専門分野は、たとえば歴史・美術などに限られている。必要な人材を配置するための手当がなされないまま、総合的な文化財保存活用地域計画を作成できるのであろうか。

こうした危うさを持つ改正が進められた理由の一つは、学芸員の仕事や博物館・美術館などの現状が広く社会で知られていないことであろう。それを象徴するのが、二〇一四年四月、山本幸三地方創生大臣（当時）による「一番がんなのは学芸員。普通の観光マインドが全くない。この連中を一掃しないと」と、いう発言である。山本大臣の発言は、学芸員の主要な仕事は文化財の保存・調査・展示

であることを理解できていないことなどで問題視されたが、そういう理解は山本大臣だけのものだったのであろうか。学芸員の仕事は、社会で認知されているのであろうか。

こうした認識をふまえ、発信したい第二の点は、保存・活用の担い手である学芸員の仕事や、文化財行政の現状についてである（第三章）。

学芸員は、大学等における博物館学芸員養成課程において規定の単位を取得して資格を得る。養成の充実のため取得単位数は増え、大学も専任教員の確保・配置に努めることを求められるようになったが、取得単位の増加に対応し、専任教員を確保できる大学は多くない。大学の授業に現職の学芸員を指導教員として招へいできるが、公務員の場合、出講までの手続きが煩雑なうえに、休日を利用したうえに無報酬といった自己犠牲を強いる出講に応じることができる学芸員は限られている。

また、学芸員として文化財の保存・活用ができるようになるには、博物館・美術館の現場で、研鑽を積み、他の自治体・施設の学芸員をはじめ文化財担当者や市民から信頼を得ねばならない。それは時間のかかる現場での養成であるが、まちづくり・学校教育への支援等々、学芸員の仕事は肥大化する一方である。そのため学芸員の重要な業務である展示や、展示のために必要な調査・研究に十分な時間を割けなくなっている。そもそも学芸員は、研究職として認知されていないことも多い。

学芸員の現状以上に理解されていないのが、文化財保存の危機的状況である。文化財を活用するには、まず保存し、未来に継承できるようにしなければならない。それには劣化への対応・修覆が不可欠であるが、修覆技術や資材の継承は危機的状況にある。修覆の経費は、高額になることも少なくない。それは、修覆には、高度な技術と、特別な資材が必要だからであるが、そのことが理解されてい

なければ、修覆の経費も安価であることが求められるようになる。

文化財の活用とは、劣化を加速させることである。このことを理解できていない首長が文化財行政のリーダーシップを発揮し、民間の営利団体などが文化財保存活用地域計画に参入すれば、文化財は酷使され、やがて滅失しかねないのである。また、文化財の劣化を防ぎ、適切な保存・展示の環境を保持必要がある博物館・美術館には、施設としての劣化が進んでいるところも少なくない。

文化庁の二〇一八年度と二〇一九年度の予算を比較すると、文化財等を活用して地域の魅力向上につながる事業を展開・整備し、地域の活性化をもたらし、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的持続的拡充を図るための予算は、博物館等の活動の充実のための予算が減額されるなか、突出して増額されている（第一章）。

現状をふまえない「養成の充実」策が施され、学芸員の職場環境などを改善するための手当はなされないまま、文化財を守りたいのであれば、文化財保存活用地域計画などを作成して、その経費は自分たちで稼ぎなさいということなのであろう。文化財もぬくぬくとした環境で大切に守られているのではなく、身を粉にして稼ぎなさいということなのであろう。

文化庁は、改正に当たって、過疎化・少子高齢化等による文化財継承の担い手の不在、開発・災害等による滅失や散逸等、文化財が危機的状況におかれている、とする。この認識は、わたしたちも共有しているが、「文化財で稼ぐ」ことが国家戦略となり、危機的状況の打開策が経済振興策として進められるようになったことで、保存よりも稼ぐための活用が重視されることが大いに懸念される。

では、経済振興によらない文化財の保存・活用の道はないのか。地域の文化財を、住民が参画して、

未来に継承するには、どのような営みが必要なのであるのか。

発信したい第三の点は、文化財を未来に継承するために歴史系博物館ができることと、二つの実践例を通じて、地域の文化財の保存・活用の主役は住民であるが、そうなるためには長い時間を要するということである（第二・四・五章）。

少子高齢化が進む地域社会において住民が生き続けていく上で、文献史料、人々の記憶・生活や生産に関わるものなど地域社会で共有すべき記憶・記録は、不可欠である。それは、自然災害に見舞われた人びとが、災害前の生活を取り戻そうと努力するとき、写真アルバムや日記、手紙などの個人や家の記憶が精神的ささえになっていることから明らかである。観光客を集めることができるものだけが文化財なのではない。個人のアルバムや日記なども立派な文化財である。日本の博物館でもっとも多い歴史系博物館には、こうした文化財の把握・保存と、それらをもとに地域の歴史を展示で示すことが求められる。それは、地域が人間の生きる場であり続けるために必要な営みである（第二章）。

しかし、日本中に博物館があるわけではない。学芸員はいない。専門家を招くお金もない。ならば住民を育てよう。島根県大田市の世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の構成資産である重要な文化財熊谷家住宅は、家財調査で目覚めた地元の主婦が、資格のない「学芸員」に育った現場である。最初は、粗大ごみになっていた家財の掃除から始まったが、夏の暑さも、冬の寒さも厭わず、黙々と寸法・材質・用途を調べる作業を続け、その成果を住民の前で発表し、熊谷家住宅の運営に取り組むなかで、調べることに、人に伝えることの面白さを知った主婦たちは、いつしか地域の文化財保存・活用の担い手に育っていたのである。学芸員のように課程に則って養成されたわけではない。面白が

るうちに、家事で培った能力が、文化財保存・活用の担い手として開花したのである。この主婦の能力を巧みに引き出したのが、日本家具室内意匠史・生活史研究者の小泉和子氏である。そして、市の担当者も、協力を惜しまなかった。学芸員とは少々趣が違うので「家の女たち」と名付けられた地域の文化財保存・活用の担い手は、住民・研究者・行政の担当者がタッグを組むことで誕生したのである（第四章）。

いま石見銀山遺跡は、世界遺産登録当初の賑わいを失ったが、「家の女たち」は元気である。活動の現場を、熊谷家住宅から地域内の武家住宅、そして他機関との連携へと広げている。「家の女たち」が誕生するような文化財の保存・活用を考えることが必要であろう。

住民・研究者・行政の担当者が協力し、人を育てている現場は、兵庫県尼崎市にもある。現場は一九七五年に設立された市立地域研究所資料館。博物館・美術館ではなく、地域の歴史に関する文書・記録類、歴史的公文書を保存・公開する図書館である。文化財と言っても、所蔵品は地味な文献史料や写真・チラシなどである。また、職員の多くは、歴史学を学んだ研究者ではあるが、学芸員ではない。

設立の目的は、「地域の歴史を住民のものに、歴史学を市民のものに」することであったが、開館から一五年ほどは、その目的をほとんど果たせなかった。それは、歴史を研究しようとする市民に、アカデミズムの歴史学の方法・成果を助言・指導しようとしていたからである。しかし、それでは地域の歴史は住民のものにならないことに気付いた職員は、レファレンスを重視し、多種多様な市民の歴史への関心に向き合うことにした。この地道な活動を続けたことで、市民も、職員も育て、育てられ、地域の文化財の保存・活用の担い手となる住民が生まれるようになった。職員も、まちづくりな

どに協力するためのスキルを向上させた。それは、職員⇩市民の還元型から、職員⇩市民という循環型活用への転換であった。そして、その現場に、職員以外の研究者も加わることで、アカデミズムの歴史学と、市民の歴史学の融合が始まっている。集客できる文化財をもたない研究史料館の活動は、経済振興をもたらしませんが、研究史料館は、いま確実に、尼崎市の財産となった。そして、尼崎市も、四〇年以上かけて、市民と向き合うことができる独自の専門家を育てたのである（第五章）。

自治体史編纂で、たくさんの古文書が活用されながら、その後、滅失・散逸した例が多くある。それは、所蔵者・住民不在の活用だったからであろう。文化財保存活用地域計画の作成等では、「住民の意見の反映に努める」と記されているが、熊谷家住宅や尼崎市立地域研究史料館の例から知られるように、住民が文化財の保存・活用に意見を述べ、またその担い手になることは容易ではない。地域の住民に向き合うことができる行政の担当者、場所、そして長い時間を必要とするが、今回の文化財保護法の改正には、その覚悟がみえない。手当もなされていない。住民不在の文化財の活用は、一時的な経済振興をもたらしたとしても、文化財の滅失・散逸を防ぐことはできないであろう。

本書は、博物館と文化財の危機を脱するための解決策を提示するものではない。博物館と文化財が危機にある現状認識を共有し、問題提起をすることが大切だと考え、シンポジウムの成果をまとめたものである。それは、危機は、多くの博物館・美術館関係者や研究者には共有されているように、この共有の輪を市民にも広げる必要があると感じているからである。文化財を活用して、地域が賑わってくればよいという行政や市民の声は決して小さくない。しかし、即効性ある賑わいを期待する経済振興のための文化財の活用は、滅失につながりかねないほど文化財を劣化させる。文化財を保存し、



未来へ継承することを優先するのであれば、やるべきことはたくさんある（第二・三・四・五章）。

「文化財で稼ぐ」が経済振興を目的とすることは、明らかとなったが（第一章）、そこには政治性も備わっている。発信したい第四の点は、文化財に付与される政治性である（第六章）。

近代に入って文化財保護が国家戦略として展開するのは、立憲制に向けて、文化財・美術・歴史といった固有の「伝統文化」が「一等国」には不可欠だったからであり、文化財や美術はナショナルリズムの表象となっていた。そして、天皇制の維持と関わって、秘匿された皇室財産系文化財が、国民に開かれた文化財よりも優位とみなす構造ができあがっていた。

アジア・太平洋戦争後、文化財の戦後改革が進められたことで、後方に退いた感があったこうした文化財がもつ政治性は、近年再び表出するようになっていく。そのもつともわかりやすい例が世界遺産である。世界遺産は、国民国家が自国・自民族の優越さを競うナショナルリズムの表現であるが、いま、国・地域を挙げて世界遺産の候補を発掘し、政治的思惑によって推薦順位が決められるようになった。歴史の真正性よりも、神話や物語が優先される日本遺産は、神話と史実を峻別し、史実を重視する歴史学の戦後改革の積み重ねを否定するものであるが、いまそれが世界遺産でも行われるようになった。史実ではない「仁徳天皇陵古墳」の呼称で世界遺産となったのである。

博物館と文化財の危機を考えるには、「文化財で稼ぐ」が、こうした政治性と密接に関わっていることをよく理解しておかねばならないであろう。

科学では、データのねつ造や改ざんは厳しい非難にさらされる。しかし、いま文化財に物語や神話を付与しても、史実でなくても、「文化財で稼ぐ」ためであれば日本や地域を代表する遺産となりうる。

遺産というお墨付きを得たことで、史実よりも、それを支持する行政・市民の声は大きくなり、文化財保存活用地域計画の作成に当たっては、これが加速することが危惧される。いま、「史実」を重んじるアカデミズムの歴史学は、危機にある。そして、歴史では負の側面にも目を向ける必要があるが（第二・六章）、文化財がナシヨナリズム発揚の手段と化したとき、負の側面は消されていくであろう。文化・芸術、文化財は、稼ぐための資源となった。これに先んじて知的財産を生み出し、稼ぐ資源とされた国立大学は、文化・芸術、文化財のミライである（第一章）。そして、文化・芸術、文化財のいまは、国民のミライである。それは、国民は、基礎体力がなくても稼ぎ続け、稼がなければ保護されないというミライである。博物館・美術館、そして文化財の危機は、他人事ではない。

末筆ながら執筆者を代表して、人文書院の井上裕美さんに感謝申し上げます。井上さんからは、本書が読者に活用されるためのさまざまなご提案と、博物館と文化財の危機をもたらした現状をめぐる意義深いご意見をいただきました。井上さんは、執筆者以外で、この危機感を共有できた一人です。また、本書の刊行にあたっては、二〇一九年度京都大学総長裁量経費「文理芸術融合のための人的プラットフォーム形成」から助成を戴いたことに、深く感謝申し上げます。

二〇二〇年一月

岩城卓二